

行財政改革・グローバル戦略特別委員会会議記録

行財政改革・グローバル戦略特別委員長 志村 学

1 日 時

平成28年12月14日（水） 午前11時40分から
午後 1時41分まで

2 場 所

第6委員会室

3 出席した委員の氏名

志村学、戸高賢史、衛藤博昭、大友栄二、末宗秀雄、麻生栄作、守永信幸、
藤田正道、桑原宏史

4 欠席した委員の氏名

な し

5 出席した委員外議員の氏名

な し

6 出席した執行部関係の職・氏名

総務部長 島田勝則、企画振興部長 廣瀬祐宏 ほか関係者

7 会議に付した事件の件名

別紙次第のとおり

8 会議の概要及び結果

- (1) 日本語パートナーズ事業、大分ー台中定期チャーター便の運航期間の延長、公の施設の見直しについて調査した。
- (2) 今後のスケジュールについて協議した。

9 その他の必要な事項

な し

10 担当書記

政策調査課政策法務班 副主幹 磯崎香織
政策調査課調査広報班 主幹（総括） 西村和芳

議事課議事調整班

副主幹

秋本昇二郎

行財政改革・グローバル戦略特別委員会 次第

日時：平成28年12月14日（水） 11:40～

場所：第6委員会室

1 開 会

2 付託事件について【企画振興部関係】 11:40～12:00

- (1) 日本語パートナーズ事業について
- (2) 大分ー台中 定期チャーター便の運航期間の延長について

3 協議事項について【内部協議】 12:00～12:30

- (1) 今後のスケジュールについて

4 付託事件について【総務部関係】 13:00～14:00

- (1) 公の施設の見直しについて

5 そ の 他

6 閉 会

会議の概要及び結果

志村委員長 ただいまから行財政改革・グローバル戦略特別委員会を開きます。

本日の委員会は、付託事件について調査いたします。

それでは、お手元に配付の次第に基づきまして、企画振興部所管の2項目について調査を行います。

執行部から順次説明をお願いします。

廣瀬企画振興部長 企画振興部長の廣瀬でございます。

委員の皆様には、日ごろから県政諸課題に対し、ご指導、ご鞭撻をいただき、御礼申し上げます。

さて、今回の行財政改革・グローバル戦略特別委員会では、政府関係機関の地方移転として進めている、日本語パートナーズ事業、大分ー台湾間の定期チャーター便の運航延長、この2点につきましてご説明をさせていただきます。

詳細につきまして、担当の所属長から説明をさせますので、よろしく願いいたします。

磯田政策企画課長 それでは、日本語パートナーズ事業につきまして、ご説明申し上げます。お手元の資料の1ページ目をお開きください。

政府関係機関の地方移転につきましては、本年3月に基本方針が決定されたところですが、本県では、外務省の外郭団体である国際交流基金の実施する日本語パートナーズ事業に係る一部機能の移転による研修拠点の設置が決定されました。

本事業は、日本とASEAN諸国との友好協力40周年に当たる平成25年に、東南アジア地域との関係強化のため、安倍総理が表明した「文化のWA」プロジェクトの中核的事業でございます。

事業の概要についてですが、日本人ボランティアをASEAN諸国の教育現場に派遣し、現地日本語教師のパートナーとして、授業の補佐、教室内外での日本文化紹介など、日本語教育支援を行うとともに、派遣者自身も現地の言語や文化を学び、相互理解を深め、各国との交流拡大を図るという事業でございます。平成26年から平成32年までの7年間で、3千人以上を派遣する予定となっております。

そのうち本県では、現地に派遣する日本人ボランティアの派遣前研修、これが大体4週間でございますが、これで年間300人、現地の日本語教師を招聘して行うカウンターパート研修、2週間程度でございますが、こちらで年間150人、合わせて年間450人程度の研修を行うという予定でございます。現在、国際交流基金や外務省など、関係機関と協議を進めているところでございます。

資料の下のほうをごらんください。

今回、本格的な研修の移転に先行して、埼玉県の日本語国際センターで実施されるカウンターパート研修の一部であります、日本の社会や文化に触れる地方研修が大分県内で実施されます。

この地方研修では、ベトナムとマレーシアから合わせて14名の日本語教師、ベトナム人、マレーシア人の日本語を教える先生ですが、日本語教師の方々が、あす15日から3

泊4日で本県を訪れ、別府翔青高校や立命館アジア太平洋大学で学生等と交流をしたり、別府地獄めぐり、あるいは宇佐神宮、杵築の城下町といった文化や歴史につつまして学ぶということを予定しております。そのほか、別府市内の家庭を訪問して、日本の生活習慣などをじかに体験していただく、こういったメニューも用意してございます。

研修に参加される日本語教師の方々は、帰国後、この経験を授業の中で母国の生徒たちに伝えていくということになりますので、ASEAN諸国における日本文化・社会の理解促進に加え、大分県の魅力発信に効果があるものと期待しております。

まずは、本県における研修実績を積み、研修を着実に移転するとともに、ASEAN諸国との交流を促進し、将来的には、本県が国内における、ASEANとの一大交流拠点になればと考えているところでございます。

以上です。

土田交通政策課長 続いて、資料の2ページ目をごらんいただければと思います。

大分—台中間の定期チャーター便についてでございますが、前回のこの委員会でもご説明申し上げましたけれども、この定期チャーター便については、当初9月15日から12月25日までという予定で、日曜日・木曜日で30往復という予定でございました。しかしながら、県、我々のほうからの働きかけであるとか、あるいは利用率も踏まえて、マンダリン航空のほうで来年の3月23日まで、便数にして25往復分の運航延長が発表されたところでございます。

運航曜日、あるいは使用機材に変更はございません。

なお、今回の延長分についても、航空会社マンダリン航空への着陸料などの経費に対して、引き続き支援をさせていただきたいと思っております。早期の定期便化を目指すために引き続き働きかけもあわせて行っていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

志村委員長 ありがとうございます。

以上で執行部の説明は終わりました。ご質問等を承ります。

麻生委員 日本語パートナーズ事業で、あすからベトナムとマレーシア、ベトナムで、大分にベトナムの現地法人の社長をされて、ずっと王室なんかとのネットワークの深い方がいらっしゃるので、ぜひそういった方々をつないで、しっかりやっていただければと思います。

その辺の動きとか、もしわからなければ、後ほど具体的な方をご紹介申し上げます。それはもうそれでいいです。

それから、大分—台中定期便、きょう、県のツイッターで「ぜひ台中への、台湾への旅を」とつぶやいているんだけど、申し込み先とかいうのがわからないのですが、問い合わせ先とか、その辺また、さらに改善されたかなと、もう大分県民がこのつぶやきを見て、どこに申し込んで、行っちゃおうかなというところまでいったのか、相変わらず福岡なの。

土田交通政策課長 恐縮ながら、まだ事情に変更はございませんので、チャイナの福岡支店に問い合わせるなり、あるいは大分航空トラベルという旅行会社も取り扱いができますので、そこに問い合わせさせていただくとか。

麻生委員 きょうのツイッターで、「ぜひ台中の旅をお楽しみください」と、そこまで県が発信している以上は、問い合わせ先は大分のどこどこにありますよとか、空港にお問い

合わせてくださいとか、その辺もぜひやってください。

以上です。

土田交通政策課長 確かにその情報がなかったのはまずかったと思いますので、そういうところもあわせて、今後発信したいと思います。

ありがとうございました。

小嶋委員 ちょっとお尋ねですけれども、チャーター便の就航、運航が、ことしの9月から12月、30往復が確定後に、また25往復追加ということになりました。県民クラブで2月に行こうとしたときに、向こうに渡ることはできるんですけれども、帰りが無理だというのが今のところ現状なんですけれども。

それで1つお伺いしたいのは、この期間そうやって、ほぼ8割から9割の方が乗ってこられて、そして、乗って帰られるということですね。それに空きがあったら日本人も乗っていけるということなんでしょうけど、これがずうっと続いていけば、日本からのアウトバウンドというのは、ほとんど達成というか、事業はあるわけじゃないんですけれども、期待というひとつの希望がなかなかかなわないという事情が続くんじゃないかなと思います。

私も一般質問のときに、少しはそういう事情で行き来が多くなれば、飛行機の客席数の大きいものにしたらどうかということも問いかけさせていただいたんですけれども、まだ答弁等はいただいておりますが、そういうことの検討もして、こちらから行きやすい形をつくって、せっかくやることはできるので、行きやすい形をとってもらうほうが、今言われたような県の発信の評価がさらに広がるんじゃないかなと思うんです。

そういうことを1つお伺いしたいのと、台湾では、この期間、何か大々的なキャンペーンを張られているんでしょうか。すごくやっぱりずうっと引き続き来られているので、日本への関心というのが高まっているとは聞いていますけれども、そういうキャンペーンが何かなければ、こうやって続かないんじゃないかなと思っています。それを向こうでやられるのであれば、こっちも大きな大々的なキャンペーンを考えていく必要があるのかなと思ったりしたものですから。

土田交通政策課長 ありがとうございました。2点あったかと思えます。

最初に、アウトバウンドをふやすための取り組みにつきましては、マンダリン航空側からも、定期便化に向けては、相互の交流が大事で、当然、大分県民の利用も重要だというふうに言われておりますので、我々のほうからは、では、ぜひ大分県民の利用はふやしていただいて、実績を示させてくれというふうには、ずうっとお願いをしているところでございます。

ただ、今回の増便分も含めて、事情が変わっていない。つまり、台湾側からのお客様への席の割り当てのほうが多くて、県民の利用がどうしても少ないという事情になってしまっていると思います。

それについては、一方でマンダリン側からは、であれば、年末年始の大分県民にとってのいい時期に、県民用のチャーター便を1機追加で仕立てるので、それでちょっと実績を見てみたいという声もございまして、12月30日出発で1月2日戻りという、臨時のプラスワンを県民向けのチャーター便が設定されたところでございます。

これについては、そういった事情もあるので、ぜひ完売を目指して営業したいという

ころで、県内の旅行会社と連携を組んで商品をつくり、販売させていただいたところ、完売、全てはけたという状況でございますので、これについては、今度台湾でマンダリン航空に営業しに行ったときには、きちんとその実績を伝えて、こういうニーズもあるので、ぜひまずは定期チャーター便の枠をふやすということと、加えて早期の定期便化というものは、強力に働きかけていきたいというふうに思っているところでございます。

もう1つ、台湾側のキャンペーンにつきましては、やっております。まず、県の予算としても、この定期チャーター便の定期便化に向けて、大分のPRを向こう側ですするという予算も組んでございますので、その取り組みの一環としてやっておりますし、台中市政府のほうも、やはり大分県というところに目的地、観光地として、周知を図っていただいている部分もあると聞いてございます。

大分県民に向けての台中、台湾へのPRというのも台中市政府のほうでもやっていたところがございます、例えば、空港であるとか、駅であるとかに台中市のポスター、あるいはデジタルサインの表示なども行っていただいておりますので、そういった意味では、お互いがお互いの場所でそれぞれをPRすることによって、さらに相互交流が深まって、定期便化につながっていければいいかなというふうに思っています。

小嶋委員 今の状態であれば、空港など、台湾側で大きなキャンペーン張っていただいても、これだけ半年に至るインバウンドで入ってきていただいている。ただ、こちら側は、客数が少ないから余り行ってないんですけど、今ほど言われたように完売の状況もあるのであれば、できるかどうかわかりませんが、日本側からチャーター便といいますか、逆のバージョンで、どこかの航空会社をお願いして、取り組むということになれば、さらに盛り上がっていくんじゃないかなと、我々素人としては思ったりするんですけど、そういうJALだとかANAだとかいうところにもお願いするとかということまでできないものかなという気はするんですけど、その辺はどうでしょうか。

土田交通政策課長 おっしゃるとおりアイデアとしては、あるかと思うんですが、仮にそれを手がけた場合、マンダリン側も余りいい顔をしないかなと思いますので、やはり1番の目的である定期便化に向けては、マンダリン航空さんを使った送客にまずは力を入れていただきたいと思いますと思っているところでございます。

冒頭おっしゃっていただいた機材の大型化であるとか、供給席数をふやす取り組みについても、お互いの総計がふえてくれば、航空会社の経営判断としても、まず機材の大型化、さらには増便という形でふやしてくれるかと思っておりますので、まずは当面はこの台湾側からの順調な送客を維持するとともに、県民の枠もどんどんふやして行って、実績を積み上げて、さらなる定期便化、機材の大型化、増便という形で、どんどんとその線を太くする取り組みをしていきたいと思っております。

志村委員長 では、もう時間ですが、よろしいですか。（「はい」と言う者あり）

それでは、私から、きょう日台議員連盟ができることが決まりましたので、来年2月ぐらいには発足ということに相なるようでございます。

台中に先週行ってまいりまして、市長も来年は来るということを市長みずから明言されましたので、知事に報告しておきましたけれども、非常に議会も政府も熱心でありますので、ぜひ、友好の輪を広げていきたいと思っております。よろしく願いいたします。

それでは、執行部の皆さん、お疲れさまでした。今後ともまたよろしく願いいたしま

す。（「ありがとうございました」と言う者あり）

〔企画振興部退室〕

志村委員長 それでは、今後のスケジュールについて、事務局に説明をお願いしますので、扉が閉まりましたらお願いします。

事務局 お手元に配付しております、特別委員会の報告書について（案）という資料をごらんください。

行財政・グローバル特別委員会は、29年3月31日までの設置期間となっております。県の組織再編について、金融財産のあり方について、グローバル戦略について付託を受けております。

ことしの3月3日、第1回定例会本会議におきまして、経過、中間報告をいたしました。今年度、その報告に基づく、提言に基づいて、執行部とずっと意見交換、議論を進めております。

最終報告ですけれども、事務局の案といたしましては、3月7日、第1回定例会本会議の審議案件の委員長報告と同じところでさせていただいてはどうかと考えております。

昨年同様、議長宛て報告をする際は、執行部宛て提言を行う形としたいと思います。

今後の、その場合のスケジュールですけれども、本日、委員会で今後のスケジュールをご協議いただいて、1月23日から25日まで県外所管事務調査がございますので、バスの車内等で、そのとき骨子案の検討もあわせてしていただければと考えております。

1月30日に報告書の素案を事務局のほうでまとめまして、委員の皆様方にお送りしたいと思います。2週間ほど期間をとりまして、意見集約をして、2月27日、第1回定例会の開会日でございます。本会議の終了後に意見集約結果と報告書案の検討をしていただいて、そのときに最終的な委員長一任がいただければと思っております。

予備日といたしまして、2月28日、または3月1日に議案説明会が入る予定がございますので、そのときにさらに検討をというお話になれば、ご検討していただきたいと考えております。

3月6日に委員の皆様へ報告書を事前配付いたしまして、3月7日本会議で委員長の最終報告。

もともと、委員会の話として、報告した後は常任委員会に移るという話がございますので、3月22日、または23日に予定されています総務企画委員会でフォローしていただいているかどうかと考えております。

以上でございます。

志村委員長 ありがとうございます。このスケジュールで進めたいと思います。よろしゅうございませうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

志村委員長 それでは、そのように進めたいと思います。

実は先週、委員会派遣で台湾、由布高校と一緒に随行してまいりました。台中市長にもお目にかかり、先ほど言いましたとおり、台中市長、来年早々に日本にお見えになるということのみずからお話しもされました。

それぞれの高校の交流、台中の清水高校、高雄の小港高校、それぞれ3時間ぐらいのすばらしい交流でありまして、お手元に今回の写真があります。これはもう台中市政府の市長応接室で、生徒も台中市長と直接お話ができるように、そんな機会もつくってもらいましたので、非常に効果があったやに皆さんの感想を聞いております。

ただ、県内については、地震も心配しましたがけれども、当初言ったように13校ということで、台湾旅行連盟のセツ会長にお会いしまして、11校ということに最終的に決まりましたので、もう既に4校来ておりますが、このうち、きのう、おとといと、豊府高校と台湾高雄市瑞祥高校と前鎮高校、それぞれ来て交流をしておりますので、非常に盛んになっているということはずいぶんご理解していただきたいと思っております。

おかげさまで無事に行って、無事に帰ってまいりました。

以上でございます。

では、午前中は以上であります。

午後1時から再開いたしますので、よろしく願い申し上げます。一旦休憩いたします。

午後12時05分休憩

午後13時00分再開

志村委員長 委員会を再開します。

それでは、お手元に配付の次第に基づきまして、公の施設の見直しについて調査を行います。

執行部から順次説明をお願いします。

島田総務部長 本日は、公の施設の見直し状況について報告をさせていただきます。

公の施設については、行財政改革アクションプランにおきまして、県が保有する施設の必要性を再検証いたしまして、県有施設として必要性が薄れている施設の縮小・廃止、市町村や民間で有効活用が見込まれる施設の移管等に取り組むことといたしまして、県の施設として継続する場合についても、社会経済情勢に応じて運営方針を見直すこととしております。

本日は、社会教育総合センター、青少年の家、リバーパーク犬飼、マリンカルチャーセンター、この3つについて報告をさせていただきます。

社会教育総合センターについては、今定例会において、施設の廃止と業務の一部の県立図書館への移管する条例改正について議決をいただいたところであります。

また、マリンカルチャーセンターについても、一般質問で見直しの方向性についてご質問いただいたところであります。

詳細については、行政企画課長から一括して説明をいたしますが、きょうは総務部に限らず、各施設所管課の担当課からも出席をさせていただいているところであります。どうぞよろしくお願いいたします。

浦辺行政企画課長 それでは、お手元の資料に基づいてご説明をさせていただきます。

まず、1ページをごらんください。

社会教育総合センターについて、説明をいたします。

1. 設置目的のところと、2. これまでの経緯のところにありますように、社会教育総合センターは、社会教育に関する事業を総合的に推進することにより、県民の学習に対する多様な需要に適切に対応するための施設として、昭和60年に別府市に設置されました。

3の行革アクションプランの位置づけでは、正確に申し上げますと「市町村や民間の生涯学習講座が充実しており、県民の学習の場を県が直営で提供する必要性が薄れたことから、継続を要する事業の社会教育課等への移管や民間委託と併せ、施設については廃止も含めた利活用のあり方について、31年度までに検討する」、こうされております。

4. 利用状況は、ここ3年間で毎年約7万人の利用者が合計するとありますが、その約65%は貸館による社会教育以外の利用となっております。

次の2ページをごらんください。

その6にありますとおり、①の社会教育関係者研修を初めとした4つの機能を有していますが、市町村合併による社会教育行政機能の高度化や学習者ニーズの多様化など、社会情勢が変化していることから、①から③までの機能については、県立図書館へ移管してサービスの向上を図ることとしました。

一方、一番右の④貸館機能については、社会教育並びに生涯学習関係者の利用が減少していることから、平成29年3月に施設を廃止することとし、本日、条例改正の議決をいただいたところであります。

なお、施設は、社会教育施設等としての活用を見据え、現在、別府市と譲渡に向けた協議をしているところであります。

施設廃止による行革効果としては、単年度で人件費約2,300万円、管理運営費約2千万円が見込まれております。

続きまして、青少年の家について説明をします。

4ページをごらんください。

(1)の設置目的にありますとおり、青少年の健全な育成を図り、もって社会教育の振興に資するための施設として設置しております。

右の(3)施設の概要等のとおり、香々地青少年の家は昭和48年に、九重青少年の家は昭和58年にそれぞれ開所しており、今後は多額の保全費用が見込まれております。

5ページをごらんください。

(4)の施設の年間利用状況として、昨年度には、香々地青少年の家が約3万人、九重青少年の家が約4万7千人の利用者がおり、どちらの施設も11月から3月の間、利用者数が落ち込んでいる状況にあります。

申しわけありませんけど、3ページにちょっとお戻りをいただきまして、一番上の1の行革アクションプランの位置づけでは、学習支援機能の維持に配慮した上で、閑散期の施設の運営効率の改善やサービスの向上、維持管理費の節減を目指し、指定管理者制度を含めた民間活力の導入を平成31年度までに検討するとされています。

2の早期検討の必要性として、行革の推進委員会の委員から「少なくとも中間年度、これは平成29年度——来年度を指しますが——までに検討を行い、できるものから実施すべき」との意見をいただいております。

3. 民間活力の導入で期待される効果としては、サービスの向上、利用者の増加、運営経費の縮減等が期待されます。

4. 論点として、①にあります、そもそも社会教育施設として必要か。②、必要なのであれば今の県直営の形がよいか。③仮に、現状の直営でよいとしても、サービスの向上等にどう対応するのか、引き続き議論を重ねていくこととしております。

続きまして、リバーパーク犬飼、7ページをごらんください。

1の施設の概要にありますとおり、天然芝のグラウンド2面とカヌー艇庫などがあり、グラウンドはトリニータの練習場確保などを目的として、平成8年に整備したものであります。

この施設は、隣接する豊後大野市の施設と一体的に整備されていることから、平成18年度から市を指定管理者として、市有施設と一体的に管理をしていただいております。

また、資料の右側のサッカー場の整備状況にありますように、県だけではなく、市町村によるサッカー場の整備も進んでいる状況にあります。

2の行革アクションプランの位置づけでは、指定期間の終期——これは29年度、来年度末を指しますが、これを目途に、市町村や民間における活用が期待できる施設として、施設のあり方を検討するとされております。

8ページをごらんください。

3の施設の現状の(1)利用状況にありますように、毎年約1万人程度の利用者がいますが、(2)収支の状況のとおり、赤字が続いている状況にあります。

なお、その上、収支の状況の上にありますように、人件費をこの赤字には含んでおりませんで、これは豊後大野市が負担しております。

4. 協議の状況にありますように、豊後大野市と管理運営方法の協議を続けてまいりましたが、多目的グラウンドの利用者のうち、トリニータユースなど、大分市の団体が9割近くを占めているということ、豊後大野市も行財政改革を進めておりますことから、市は移管を受けること、それに加えて、現状、無料で指定管理を受けていただいているところなのですが、そういう今の状態と同じ条件での指定管理の継続ということも厳しい状況になっております。

9ページをごらんください。

5の現時点で考えられる主な選択肢にありますように、施設を存続させる場合は、グラウンド下の排水暗渠の布設替え、こういったものに約2億円の費用が必要となります。

一方で、利用状況を踏まえますと簡単には、なかなか廃止することもできないということで、現在、施設の管理のあり方について関係部局で検討している状況にあります。

最後に、マリンカルチャーセンター、次のページをごらんください。

上段、現状と課題のとおり、マリンカルチャーセンターは年間約10万人の集客がありますが、現在の指定管理者の収支は赤字が続いています。

また、平成4年に開館した施設の老朽化が進行しており、現在の指定管理期間中の保全費用は年平均で約6千万円を要するなど、今後も多額の補修費が必要となっております。

中ほどにありますとおり、類似施設運営事業者からは、「海に近いレジャー施設として健康増進や女性の美容志向の流れをつかんだ活用が可能」、「施設や展示は全面的な改修が必要」などの意見をいただいているところです。

一番下の今後の方針のとおり、施設のあり方を抜本的に見直し、民間事業者のノウハウを生かして県南地域の活性化に寄与する施設となるよう、民間からの提案を募集することとしています。

なお、募集の際に意欲的な提案が受けられるよう、佐伯市と協力して支援を行うこととしております。

なお、暫定措置として、来年4月から1年間の指定管理期間をセットして、本日の本議会で債務負担行為の議決をいただいたところでございます。

説明は以上であります。

志村委員長 ありがとうございます。

以上で説明を終わります。それでは、質疑をお願いします。

末宗委員 一番最初の社会教育総合センター、これは全て廃止後の利活用で、別府市と譲渡に向けて協議するとあるんだけど、この前、委員会で、その場合に県で考えるというような回答があったんだけど。

曾根崎社会教育課長 社会教育総合センターの、こちらの資料の1ページの写真にございますように、別府市の男女共同参画センターあす・べっぴと合築されたような建物でございますので、まず、別府市のほうを優先順位1、1番目ということで、お話をさせていただいているところです。

今回、社会教育総合センターの4つの機能がございましたけれども、ソフト面につきましては、県立図書館のほうに移管をしまして、その残っているハードにつきましては、今、協議をしているところでございます。それを、今のところ、県教育委員会として協議をしているところでございます。

末宗委員 委員会で言うたのは余り意味がないということですか。

島田総務部長 ちょっと社会教育課長の補足になるんですけども、委員会のどの発言かというのがちょっとあれなんですけれども、

末宗委員 意味がわかるでしょ。

島田総務部長 県で何か施設を廃止するときに、優先順位、別府市1番というふうに社会教育課長申し上げましたが、もちろん、前提として、教育委員会以外でも、県として使う余地はあるかないかという検証はもちろんしております。した上で、この施設の場合は、隣に別府市が施設を持っているということもあわせて、かつ、県として教育目的以外でも使う見込みはないという判断をした上で別府市と協議をしております。

末宗委員 部長、委員会って、それより前じゃないんだけどね。

島田総務部長 あ、この委員会でのお話ですね。

末宗委員 今度の委員会よ。

島田総務部長 まさに原則として、県が何か施設を廃止するときに、その使い道というのは、まず、県の中でほかの目的で使う余地があるかどうかというのを検討するというのが大原則ですし、この施設についても当然それはやった上で、今、別府市と協議をしていると。

末宗委員 いやいや、いいですか。（「はい」と言う者あり）

やった上で例えば、とにかく委員会は9日やったんだけどね。（「常任委員会」と言う者あり）

常任委員会です。9日か10日だったんだから、まだ1週間もたつたらんはずよ。今後は、まず県で考えてからやるという方針で、それで別府市にやるやる言わんでいいやないかという私ども、その部内で出たんだから。まずそれを優先してやるという工藤教育長の返事も聞いたんだけど。

志村委員長 教育委員会なんですかね。

曾根崎社会教育課長 委員からのご指摘は、大分県としてどういうふうな譲渡方針とか、そういうものを別府市がどのような将来の市の発展の姿として描いているかとかいうところも考えてあげながらしなさいというご指摘だったというふうに思います。

その件の協議につきましては、申しわけございません、まだそこまで深くは進んでございません。

志村委員長 どうですか、

末宗委員 この前、そういうふうにして、そういうふうな方向でそういうことで決めて、ここに今度は別府市として書いているので、もう意味は余りないということだね、委員会の発言は。

曾根崎社会教育課長 いえ、申しわけありません。ちょっと説明が十分ではなかったんですけども、先ほど部長からもありましたように、まず、県庁の中のいろんな部局との検討が終わりまして、ああいう合築したような建物でございますので、別府市と話をさせていただいております。

もちろん、別府市ありきということではございませんので、今、そういう別府市が社会教育施設とか、あるいは教育施設とか、そういうふうな形で使っていただけるのであれば、一体的な運用ができるというふうに我々も考えますので、そういうふうなことも含めて、今、協議を進めているところでございます。

ですから、別府市ありきということではございません。ただ、別府市と建物がくっついている関係上、まず、別府市の意向を十分に、お話を聞かないといけないということもございまして、協議をさせていただいております。

末宗委員 もう最後でいいですけども、僕が言っているのは、委員会で言ったことと、これが違うから、それを言いよるだけで、委員会で工藤教育長があんなふうに、まず県庁の内部で本当に協議して、県ですするというのを今からやるということ言うたわけよ、別府で協議をするということ、今こういう説明があったときに。だから、教育長の発言の意味はないわけやね。

曾根崎社会教育課長 申しわけございません。今、委員ご指摘のように、資料の書きぶりがちょっと十分ではなかったかもしれませんが、教育長が答弁したとおりに、まず、県有財産の総合管理の計画に基づきまして、まずは県の内部、県の関係機関に協議をし、それから、今回の建物がそういう別府市とくっついている特殊なものでございますので、別府市と話をさせていただいているところでございます。資料が十分ではなくて申しわけございません。

志村委員長 理屈はわかるんだけど、要するに委員会の発言と、この特別委員会、同じことの協議の中で、差異があるというのはおかしいと、全くそのとおりですよ。

(「はい」という者あり)

志村委員長 だから、そこはしっかりと教育に持ち帰って、末宗委員によく説明してください。もちろん、県が1番にやるというのは部長の答弁と同じでありますので、そこはよく説明してあげてください。(「はい、申しわけありません」という者あり)

いいですか。(「はい」という者あり)

麻生委員 ちょっと2点伺いたいんですけど、順序が逆になりますけれども、まずリバーパーク犬飼について、今協議をしていると。関係団体を含む多くの意見を聞いた上でとい

う話であります、大分市の団体利用料88%というのは、よくわかるんですけども、私なんかもサッカー関係者でよく使っているんですよ。

これはもともと2002年のサッカーの世界カップが決まって、その前からトリニータを立ち上げるといったところから、トリニータのメイン練習場に最初なったりしましてね、大分県サッカー協会の大分市が4千万円出資、迂回出資だと僕は批判したんですが、そういうふうなことがあった中で、こういった環境整備をしていた結果があるはずなんですよ。県サッカー協会も相当これは責任もあるはずなので、県サッカー協会とか、大分市とも十分協議した上で、その当時からの流れを、公金のその4千万円出資からの流れ、大分市が大分県サッカー協会にたしか、大分市サッカー協会から出資して、県から言われて、大分県サッカー協会にお金を出して、そして、何かいろいろよくわからんことをやって、一番のメインがこのリバーパーク犬飼のトリニータの練習場やったと僕は記憶しているので、ちょっと記憶違いもあるかもしれないですが、そういった部分もよく確認して、実際に使っているところとか、これまでトリニータ、あれだけ支援し続けてやってきたわけですから、当然そういった責任を含めてやっていく必要があろうかと思うので、そこのところだけはしっかり、中途半端な形じゃなしに、責任を明らかにしながらやってほしいなということを1点申し上げておきます。

それから、青少年の家の概要等々について、いろんな青少年の家の今後のあり方についてのお話がありました。

資料の4ページに、今回の見直しとは直接は関係ないんですけども、湯布院の青年の家の廃止が平成16年になされて、由布市のほうに、ゆふの丘プラザという形で移管されて、それが今、まさしく指定管理も別府大学さんをお願いしていたのが、もうこれは廃止になって、由布市のほうも、これをどうするかというのを根本的に見直そうというような報道がなされておるのを私も承知しているんですけども、ラグビーの世界カップ、2019年に行われるわけですよ。ところが、キャンプ誘致等々に由布市は手も挙げていないと、これが実情だと。

この湯布院のゆふの丘プラザと湯平というのは、かつては九州の菅平という、ラグビーの夏合宿のメッカだったんですよ。ラグビー2019年のレガシーとか、何か格好言いことばかり言っているけど、全くもって終わった後、それにつながるような動きって見えてこないんですよ。そういう意味では、この青少年の家の今後のあり方とか、あのとき九州の菅平と言われていたラグビー合宿のメッカだったところが、何で廃れてこうなってしまったのか、それももう一度しっかり検証した上で、そういった由布市の動きも含めて、この青少年の家の今後のあり方ということについても見直しをして、由布市にそういったこともサポートできることとか、全く違った民間活力によって、新たなことがレガシーに続くようなことが生まれるのであれば、そういった模索も県としてサポートしていく必要があるんじゃないかと思うので、このきっかけでそういう問題認識をまず持っていらっしゃるのかだけ部長、お伺いします。

島田総務部長 おっしゃるように湯布院の青年の家については、県として廃止して、由布市に移管して、由布市が指定管理を継続して、また、最近、施設の見直しを議論されているということは、私も承知しております。

12年前の話ではありますけれども、移管して、それっ切りということではなく、かつ

ご指摘のように、ラグビーワールドカップをやる中で、スポーツツーリズムでありますとか、合宿の誘致であるとか、そういうポテンシャルもあると思いますので、そこは由布市とよく相談もして、まさに由布市のほうでそういったキャンプ誘致等に使いたいというような話があるのであれば、お手伝いもさせていただきたいと思っています。

麻生委員 今、そういう話があればという、いつもそういう県のスタンスで、これはもうけしからん話であって、僕が申し上げたように、やっぱり着眼的とか、変えることが難しいことを変えるためには、しっかりと発想の転換をしていただいて、やっぱり県が発想の転換をできていなくて、今まで全部市町村に押しつけてきた結果、こういうことになっているわけだから、老朽化して、その施設の分は面倒を見ないということで、市町村もえらい思いをしているはずですよ。

だから、そういう意味では、本当に困ったときに手を差し伸べるのが県の役割だけでも、ここまで想定をした上で、そうなったときにこうするというぐらいのこともあって、この議論を進めていかないと、公の施設の見直しの根幹にかかわる部分だと思いますので、そのことは強く申し上げておきます。

島田総務部長 1点だけ反論ということではないですが、申し上げたいんですけれども、まさに私、由布市にそういう意向があればと申し上げましたが、キャンプ誘致の類の話というのは、市町村間の競争という側面もありますので、やはり、由布市にどういう意向があるのか、やる気があるのかというのは、我々としても、そこは見きわめないと、どういった手伝いができるのかというのは決められないと、そこはご承知おきいただきたいと思います。

麻生委員 そこはもう当たり前の話なんですね。ただし、私が今申し上げているのは、公の施設の見直しをここで議論しているんですよ、我々はね。ということは、公の施設を最初につくったのはどこかといったら、県なんですよ。最終、どの段階で潰すのか、解体するのとかね、跡地利用まで含めて、持っていなかったからこうなっているという現実はあるんですよ。

部長は、もう何年かしたら、すぐいなくなるわけでしょうけれども、ほかの人はそういうわけじゃないんですよ。しっかりと県の職員が、この公の施設について、最後まで責任を持つといった部分について、計画が今までになかったということのほうを問題視していると、そのことだけは明確に申し上げておきます。

衛藤委員 リバーパーク犬飼についてなんですけれども、要望で、赤字ではあると思うんですけれども、こういったスポーツ施設の類って、単純に事業性というか、採算性だけでははかれない部分があると思います。きちんこの赤字なんですけれども、その上でスポーツ施設としてどう必要なのか、公のためにどう必要なのかという公共性のところの説明を今、ちょっと時間の関係もあるんでしょうけど、少なかったように感じますので、今後の方針の中で、そこも含めてきちんと組み立てていただければ、議論していただければと思う次第です。よろしくお願いします。もういいです。

浦辺行政企画課長 当然、利用実態として、今、1万人以上の利用者がいます。そういったことの利便を損なうということがないような形でやっぱり考えていくというのが大事だと思います。そういう観点から、やっぱりそういった団体とも話をしながら、議

会でも説明ができる集約をしていきたいと、このように考えております。

小嶋委員 青少年の家の今後のあり方のところで、3点目の指定管理者制度の民間活力導入で期待される効果ということになっています。

それと、その際、論点としては3点、3点に絞っているんですけど、どうもちょっとかみ合っていないような気がしてしょうがないんですけども、私、後ほど議論になるかどうかわかりませんが、マリンカルチャーセンターの話も、事前に伺ってはいますが、ここも指定管理者制度を導入して10年になりますけれども、ほとんど活性化しないで、一般的に数も減っているかというようなことがある。そういうことを考えてみると、安直にその指定管理者制度による民間活力導入で期待される効果というふうに言うてしまうのがいかなものか。

それから、その上で、論点として、そもそも社会教育施設として必要かどうかということは今さらこういうふうな論点に投げかけてもらっても、それこそさっき麻生委員が言ったように、建てたのは県で、社会教育施設として建てたわけですよ。だから、何かちょっと、かみ合っていないような気がするのと、必要であれば、今後、県の直営の形がよいのか、何かもう指定管理制度に誘導するような話でもありますよね。

直営でよいとしても、サービスの向上、さらにどういった対応をしていくかという、文字どおり、かみ合っていないという気がしてしょうがないんですけども、僕はもうこういう場合、安直に指定管理者制度に依存しないほうがいいじゃないかと思うんですけども、その辺はいかがでしょうか。

浦辺行政企画課長 今おっしゃられたように、安直に指定管理者制度のほうに行くということではなくて、今回も論点としては、やっぱり原点に立ち返って、意外と原点から考えましょうということで、そもそもというのから入っておりました。しかしながら、今、現にあります。サービス向上をやっつけていかなきゃいけないという課題もありますから、原点から振り返って整理をした上で、今後どういう形がいいか、その中には、指定管理者制度も含めて考えていくという、そういうストーリーで論点を整理しております。

小嶋委員 その辺も私もわからないではないですが、そのとおりだと思いますが、何か公の施設の、利用度がなくなったものを整理するという、我々から見れば、ことに重きが置かれていて、何かそちらのほうに誘導して、結果、ダメだったら、もうしょうがないわというふうには持っていかんとするような思いも見え隠れしていますのでね。

だから、もうちょっと真剣になって今後、本当に必要なのかも含めて、役所の中で議論してもらった上で、ここに背景なんかも書いてあるから、年間の利用状況だとか役割というのは書いてありますから、このとおりだと思うからですね、それをもう少し、もっと県の中でしっかり議論した上で、こういう問題については提案していただかないとならんのかなというように思うんですけどね。

浦辺行政企画課長 この資料は10月に行いました行革推進委員会で議論をしていただいた資料、それをこちらでも使わせていただいております。その際に、ここまで原点に立ち返って推進委員会の委員の皆様方には問題提起をして考えていただいたと、そういうふうになっておりますので、今おっしゃられたようにできているのは当たり前だろうと、スタートが違うよねという話については、この資料が作りとして行革推進委員

会の委員の皆様方を対象にした資料であったので、そのところではご容赦いただきたいと思えます。

麻生委員 今、この公の施設の見直しについて、関係部局の課室長会議等々で検討しているという先ほどの説明もありましたが、その関係部局というのが、誰が出ているのかというぐらいの説明を明確にしてもらえませんか。それだけの着眼的でいいのかとか、発想をもっと変える必要があるんじゃないかという議論をする必要があるんじゃないかと思うので、ちょっとその辺の説明をお願いします。

浦辺行政企画課長 私どもも入りますが、それ以外に、もともと土木建築部河川課が事業所管課であります。

麻生委員 リバーパークがね、両方。

浦辺行政企画課長 今、リバーパークは河川課であります。それと、土木建築部の主幹課の土木建築企画課、それに教育委員会からは体育保健課、企画振興部からは国際スポーツ誘致推進室で、市町村との関係もありますので、総務部市町村振興課、こういった関係課がリバーパークについては関係課長会議を開いて、今後の利活用について検討しております。

麻生委員 青少年の家は。

浦辺行政企画課長 青少年の家は、そういう組み立てをしておりますので、これは教育委員会サイドで検討を今進めていただいております。

麻生委員 今聞いた部局の中で出てくるアイデア、発想は、もう限られてくると思うんですよね。例えば、民間企業にとっても、こういった福利厚生施設とか、いろんな形で必要になってくるかもしれない。500社訪問をしているとか、商工労働部の関係部局も入ってアイデアを出すとか、何とか政策検討会議とかなんかいろいろやっているわけですから、そういった部分もちょっと発想も変えて、内部協議をしっかりとやってほしいなど、それはもう要望しておきます。

藤田委員 こういうふうに通の施設の見直しの中で、特に採算面だとか、設備の改修維持費にコストがかかるだとか、運営経費で赤字が出ているという話が、それぞれ出ているんですけども、例えば、そういう議論をするときに、この料金設定ですね。収入をふやすには利用者をふやすという方法と単価を上げるという方法があると思うんですけども、条例の縛りがある中ではありますけれども、そういう面での改善策というのは、検討の中に入っているんでしょうか。

浦辺行政企画課長 施設のタイプによって料金設定を利用料金制という制度を入れて、上限を示して、その中で料金設定をしていただくとか、例えば、マリンカルチャーセンターなんかがそのような制度でやっておりますが、そういう事業主体のある程度の幅を持たせた運営ができるように、そういった工夫も行っているところであります。

藤田委員 その条例の上限設定額というのはどういう根拠で設定をされているんですか。

浦辺行政企画課長 その他の施設との均衡だとかを勘案して料金設定を行っております。

藤田委員 施設としてニーズはあるとか、必要性もあるということであって、このリバーパーク犬飼にすると、この収支を見て言うと、結局、利用料を倍にすれば、運営費とんとんになるとかね。（「そうしたら客が減る」と言う者あり）だから、それで利用が

減るだとかというのはまた別の問題としてあるんですけれども、確かにこの施設を維持するためには、倍にしないとやっていけないというのが根底にあるので、そこからスタートすると、その費用負担を、じゃ利用者が幾らの割合で負担をするのか、もしくは公としても必要性があるので補填するのかという、割合の判断材料というのがどこかにあるような気がするんですけれども、この利用料金面での検討というのは、ある面したほうがいいのではないかなという気がいたします。

浦辺行政企画課長 おっしゃるように、いかに増収が図れるかということで料金を見直すというのも、1つの選択肢だと思いますが、同様な類似の施設との均衡ということもあるでしょうし、高くなるとやっぱり利用が伸びない。結局、何のことだと、利用者が減って収入が同じなら、上げないほうがよかったんじゃないかということにもなるでしょうから、そういった均衡も見ながら、料金設定については、今、余り安くもないようですから、考えていける範囲で考えていきたいと思います。

志村委員長 よろしいですか。（「はい」と言う者あり）

そのほかございませんか。副委員長いいですか。

戸高副委員長 1個すいません。マリンカルチャーセンターの、これは要するに提案募集をするという流れに方向を持っていくんだと思いますけれども、この募集をする場合に、今までつかんでいた利用の目的というか、そういうものはなくすんですか、それともその機能を維持するとか、要するに学校の関係者がほとんどですね、学校利用者。その機能を生かしながら、その特徴を生かしながらの企画になるのか、もう全くそういうのは関係なく、この施設はそのまま利用した上で、別のものを含めた感じの募集も行えるのか、ちょっとその辺を。

浦辺行政企画課長 今、そこを検討しておりますが、基本的にはここの資料の中の真ん中の3番、運営の自由度というのがありますが、施設の事業者の意見として、事業裁量ができるだけ認められたほうが良いというのがあります。したがって、今、検討の方向としては、もう自由な発想でやっていただけるような、できるだけ今の利用にとらわれない、そういう方向での利活用ということを軸に検討を進めているという状況でございます。

戸高副委員長 そうすると、今までの展示とか、要するに全くこの上の今後とか関係なくということでもいいんですね。（「ええ、そうです」と言う者あり）

それでもう1点、あそこにあった、しんかいは、所有はどこなんですか。

窪田漁業管理課長 あの海洋科学館にある、しんかいは、本物じゃなくて、……。

戸高副委員長 本物じゃないんですか。

窪田漁業管理課長 はい、あれなんで、マリンカルチャーセンターというか県が持っているということです。

戸高副委員長 そうですか。失礼しました。

志村委員長 潜水調査船のモデルですか。

窪田漁業管理課長 はい、模型です。

大友委員 今の課長の話で、なるべく民間のやりやすいように自由度を高めていくということだったんですけれども、私も実は市のものですが、指定管理で5年間、ある施設

をやったことがあるんですけれども、やっぱり仕様書の中で限られたことしかできないということで、当然仕様書を見て選定してもらっているんですけれども、いざやってみると、いろんな内容というのが違う部分があって、やり始めて気づくことってたくさんあるんです。それなので、指定管理、選定して、経営を始めた後の話というのが1番大事だと思うんですよ。

よく行政は民間に預けたからということで、民間に丸投げしてしまう形があるんですけれども、その辺も行政と民間としっかり協議をしてもらって、やり始めた後のサポートというのをしっかりとやっていただきたいなというふうにお願いをいたします。

志村委員長 要望でよろしいですか。（「はい」と言う者あり）

それでは、以上で総務部関係の審査を終わりました。どうもありがとうございました。では、以上で本日の特別委員会を終わります。ありがとうございました。